

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第128回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和4年12月9日（金）10時00分～10時22分
Web審議による開催

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、
川濱 昇、西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上8名）

（2）総務省

竹村総合通信基盤局長、木村総合通信基盤局電気通信事業部長、
近藤総合通信基盤局総務課長、
片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官

（3）審議会事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

第3 議題

諮問事項

電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3157号】

開 会

○三友部会長 皆様、おはようございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第128回を開催いたします。本日はウェブ審議を開催しており、委員8名中全員が出席されておりますので、定足数を満たしております。

ウェブ審議となりますので、皆様、御発言の際にはマイク及びカメラをオンにしてください、お名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは、お手元の議事に従いまして議事を進めてまいります。本日の議題は諮問事項1件でございます。

議 題

諮問事項

電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3157号】

○三友部会長 諮問第3157号「電気通信事業法施行規則等の一部改正について」、総務省から御説明をお願いいたします。

○寺本料金サービス課企画官 それでは、料金サービス課寺本より御説明をさせていただきます。

2ページを御確認いただけますでしょうか。電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案としておりまして、本年9月20日に情報通信審議会よりいただきました答申を踏まえた、ユニバーサルサービス制度の改正についての省令改正となっております。

一枚おめくりいただきまして、3ページに、本年9月の情報通信審議会答申の概要を記載しております。まず、本年11月の情報通信行政・郵政行政審議会に諮問いたしましたワイヤレス固定電話の提供開始に伴う接続料負担及び補填の在り方等がこの答申の一部となっております。今回諮問いたしました内容は、4ページのIP網への移行に伴う補填の在り方及び公衆電話の設置基準の変更に伴う第一種公衆電話の削減と公衆電話の補填の在り方の2点となっております。

特に２点目の公衆電話の設置基準の変更に伴う一種公衆の削減と公衆電話の補填の在り方につきましては、５ページに記載をしておりますが、昨年７月に情報通信審議会において、「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」として答申いただきました災害時用公衆電話をユニバーサルサービスに含める点、また、第一種公衆電話の効率化のために設置台数を緩和する点の２点を含む答申を受けた制度改正となっております。これにつきましては、一部先行して情報通信行政・郵政行政審議会においても御議論をいただいております、情報通信審議会答申を踏まえた制度改正の概要として２点記載をしておりますが、ユニバーサルサービスの範囲の見直しについては本年４月から既に施行しております。今回の改正省令案の対象は２でございますユニバーサルサービス交付金の補填対象の見直しとなります。

続きまして、今回の改正の具体的な内容について御説明申し上げます。ページをおめくりいただきまして右肩６ページが制度改正の概要でございます。まず、１番目に、公衆電話の設置基準の変更に伴う第一種公衆電話の削減と公衆電話の補填の見直しとしておりまして、これにつきましては令和５年４月１日の施行を予定しており、①第一種公衆電話の削減と補填の在り方、②第一種公衆電話のユニバーサルサービス収支と補填額との関係の２本立てになっております。

次に２番目としまして、ＩＰ網への移行を踏まえた制度整備として、こちらは、ＮＴＴ東西のＩＰ網への移行、マイグレーションに合わせた、令和６年１月１日の施行を予定したものといたします。①ユニバーサルサービスの範囲の見直しとして離島特例通信の扱い、②第一種公衆電話（市内通信部分）についての補填額算定方法の見直しと、こちらも２本立てとしております。それぞれの改正内容につきまして、具体的な内容は次ページ以降で御説明をさせていただきます。

まず、１番目の①第一種公衆電話の削減と補填の在り方につきまして、右肩７ページを御覧ください。ＮＴＴ東西は、今年４月１日に施行いたしました第一種公衆電話の設置基準の緩和を受け、設置基準が求める最低設置台数を超過する７．９万台を１０年間で削減する予定でございます。ページ中央にグラフのイメージ図を書いておりますが、２０２１年度末に１０．９万台ございましたものを１０年かけて２０３１年、令和１３年度末までに３．０万台まで削減する予定であります。

この間の措置として、四角の枠内をご覧ください。まず（１）３．０万台までの設置基準を超過する設置台数については、令和１３年度実績分までをユニバーサルサービス

の対象として補填すること。（２）この超過設置台数の撤去にかかる費用は令和５年度認可分、今年撤去を始めた分から令和１３年度実績分までを補填の対象とすること。

（３）この撤去に関する費用をどのように算出するかについては、実際に要した撤去費用及び除却損を対象とし、詳細な費用項目や地域ごとの内訳等を報告させることとする。

（４）で、５年経過後の令和９年に、補填や撤去の状況を踏まえて見直しを置く規定を設けております。

具体的な改正条文は８ページ以降になりますが、まずは今年４月の施行となりました改正省令の附則において規定しております超過設置台数分をいつまで見るのかという条文について、令和１３年度末までとした改正をしております。また、電気通信事業法施行規則においてユニバーサルサービス収支をＮＴＴ東西から提出させる様式を規定しておりますが、そこについても超過設置分の撤去費用を追加する改正を設けております。

９ページが基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の改正になります。こちらは第１８条及び別表第１において、補填額を実際に算定するために原価表に撤去費用を追加しております。

１０ページにおいて、具体的にどのように算定していくかの規定として、算定規則第１５条において、原価の算出において通常計算する費用の中から撤去にかかる費用を除く規定を設けております。

１１ページには、算定規則第１７条の２、第１７条の３及び条文中に出てまいります別表９の２から９の５までとして、具体的な撤去費用の算定に当たって、対象設備ごとの算定方式を定めた規定を新設しております。１２ページ以降は、具体的な別表のイメージを記載しております。

最後、１４ページに５年後の見直し規定を置いております。

以上が１番目の①第一種公衆電話の削減と補填の在り方に関する省令の改正内容となります。

次に１５ページを御覧ください。こちら１番目の②第一種公衆電話のユニバーサルサービス収支と補填額との関係としてありますが、四角の枠内をご覧ください。第一種公衆電話の補填額の算定に当たっては、ＬＲＩＣ方式により算定した費用が収益を上回る額を補填することとしております。ですが、ページ下部の表の右端にございますように、例えば令和３年度の行を御覧いただきたいのですが、ユニバ収支、公衆電話の赤字がマイナス３４億円となっている状況において、補填額は３７億円ほど令和４年度に補填を

しておりますように、実際の赤字と補填額が逆転している状況が近年続いておりました。

これに対応すべく、（１）第一種公衆電話の区分ごとにＬＲＩＣ方式に基づき算定された原価とユニバーサルサービス収支上の営業費用を用いたそれぞれの赤字を比較し、いずれか低い額を補填することとしたいと考えております。ただし、（２）ですが、ＬＲＩＣ方式により算定している場合には資本費用等も原価に含む形で計算をしておりますので、ユニバーサルサービス収支上の営業費用との比較の際には、こういった資本費用等も加味して計算すべきであるとの規定を設けております。

具体的なイメージは１６ページを御確認ください。算定規則第５条を改正し規定を設けることを考えておりますが、ページ下部の図にございますように改正案の比較イメージとして、右側が現行算定方法となりますが、ＬＲＩＣ方式に基づき算定された原価とユニバ収支上の収益を比較して補填額を算定していたものに対し、新たな算定方法としてユニバ収支上の営業費用に報酬額をプラスしたものの合計と収益を比較した比較対象額の大小、小さいほうを補填する規定としております。

これに関連しまして、１７ページに報酬額の算定方法について新たに条文を一部追加しております。こちらは、第一種指定電気通信設備接続料規則の規定に準じて、他人資本費用や自己資本費用などの報酬額の算定方法を規定しております。

次に、１８ページを御覧ください。こちらは２番目の①ユニバーサルサービスの範囲の見直しについての概要となります。ＮＴＴ東西は令和６年１月のＩＰ網への移行に伴う距離別料金体系の撤廃に合わせて、離島通信に関する特例の廃止を予定されております。ページ右下に小さな地図を置いておりますが、その②にございますように、例えば離島と本土の近接区域で通信した場合、現在３分４４円かかるところ、離島特例により３分２２円となっているものが、令和６年１月以降は全国一律３分９．３５円になるため、離島通信を特例扱いする必要がなくなることを前提としております。

このため、オレンジ色の四角の枠内（１）にございますように、令和６年１月より、加入電話及び第一種公衆電話の離島特例通信をユニバーサルサービスの対象外とする。

（２）におきまして、こちら令和６年１月からの措置となり令和５年度途中でのユニバーサルサービスの対象の変更となりますため、令和５年度実績値に基づく補填額の申請時への手当てとして、令和５年度実績の補填額算定の際には、加入電話及び第一種公衆電話の離島通信にかかる原価を含めることとした経過規定も置いております。具体的な改正内容としましては、まず施行規則において、ユニバーサルサービスの範囲として加

入電話及び第一種公衆電話の離島特例通信を定めておりました規定を削除しております。それに合わせまして、今回の改正省令において附則を新設いたしまして、令和5年度実績分の経過措置についても、しっかり離島も含む規定を追加しております。

19ページは、今回の改正省令案が成立した場合、ユニバーサルサービスがどのように変わるか、全体像としてお示しいたしました参考資料となります。

次に最後のテーマとなりますが、右肩20ページを御覧ください。2番目の②第一種公衆電話（市内通信）の補填額算定方法の見直しでございます。第一種公衆電話は市内通信を補填の対象としておりますが、この補填額の算定のためにはNTT東西及び接続事業者の市内通信のトラフィックを特定する必要があるございます。しかし、IP網への移行に伴い、この市内通信トラフィックを特定することが接続事業者側にとってシステム改修の負担を求めることとなりますし、なお把握できない数値もありますので、まず、四角の枠内（1）として、第一種公衆電話の市内通信の定義について距離別料金を前提しないものに変更する改正案を考えております。

次に、四角の枠内（2）として、第一種公衆電話の市内通信の補填額算定に当たっては、NTT東西の料金設定分のトラフィックのみを対象とする改正案を考えております。この（2）につきましてはページ中央の右側の図で御説明をしておりますが、例えば現行の図を御覧いただきますと、収益・費用共にNTT東西料金設定分の上に接続事業者料金設定分が積み重なる形でその差額を計算しておりましたが、接続事業者料金設定分は理論上同額となりますので、改正案として、右側にありますように、NTT東西の料金設定分のみで補填額を算定する形にしております。計算が非常にシンプルとなる変更と考えております。

具体的な条文については21ページになりますが、まず施行規則において距離の概念を削除する規定を設けております。現在の「単位料金区域」の定義は、先ほどの離島特例通信の対象除外に伴い条文が削除されます加入電話の離島特例において定めておりましたので、それを改正後の施行規則上「単位料金区域」が初出となる第一種公衆電話の規定に移動させます。それに合わせて距離の概念、距離区分の文言を用いていた定義を変更しております。次に算定規則でございますが、こちらは補填額算定に伴い、接続事業者に求めていた事項を削除する改正を考えております。

最後に22ページがスケジュールでございますが、本日、御審議いただきました後、お許しいただければ、明日以降パブリックコメントにかけていただき、来年4月の施行

までの間に答申をいただければと考えております。それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三友部会長　　どうも、御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見あるいは御質問がございましたら、チャット機能にてお申出をお願いいたします。いかがでしょうか。基本的にはこれまで審議してきましたことが反映されているということだと思いますけれども、何か御質問あるいは御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員　　藤井でございます。

特に誰も発言がなかったから発言するだけですが、今までの検討が適切に反映されていると思いますので、この内容で私としてはよろしいのではないかと思います。以上でございます。

○三友部会長　　どうもありがとうございました。

御承認いただける旨の御発言をいただきました。そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に賛同の御意見以外ございませんでしたので、それでは本件につきましては当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見調整は12月10日土曜日から翌年1月13日金曜日までといたします。

また、提出された意見を踏まえ、ユニバーサルサービス委員会において調査・検討いただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしてはいかがかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三友部会長　　ありがとうございました。それでは、その旨決定することといたします。

○三友部会長　　以上で審議は終了いたしました。この機会に皆様から何かございましたら、お願いいたします。

事務局から何かございますでしょうか。

○福田情報流通行政局総務課課長補佐　事務局でございます。次回の電気通信事業部会
はまた、別途御連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○三友部会長 ありがとうございました。それでは、以上で本日の会議は終了いたします。どうも皆様、朝早くからありがとうございました。

閉 会